

第 一 次 審 査 質 問 回 答 書

<p>件 名</p> <p>川崎市役所新本庁舎基本・実施設計業務委託公募型プロポーザル</p>	
<p>質 問 事 項</p>	<p>回 答 事 項</p>
<p>設計実績（様式 3）の「受注形態」欄の記載について、設計業務を 2 社で分担して実施した場合で、発注者（事業主）との契約形態（受注形態）としては共同体としての契約ではなく 2 社それぞれが独立して発注者と契約を交わしたが、実際的な設計業務は共同して実施した場合は「共同体」として扱うと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>設計業務を共同で実施した場合は、受注形態は共同体としてください。</p> <p>なお、応募者について、設計共同体の構成員として行った設計実績については、代表者として行っているものに限ることから、設計の代表者もしくは代表者的役割を担ったことが確認できる契約書や設計共同体協定書等の資料を提出してください。</p>
<p>評価基準6ページ（3）その他アにおいて、第一次審査点の合計により、原則として、上位5者を選定する。同8ページ（3）その他アにおいて、第二次審査の結果、審査点が最も高い者を最優秀者とするとあります。最優秀者は二次の評価点のみにて選定されると判断することによろしいでしょうか。</p>	<p>第二次審査による最優秀者の特定は、第二次審査の審査点のみにて行うこととなります。</p>
<p>プロポーザル説明書p.8 第1次審査「事務所の実績等(様式3)」ウ 保存・復元建築物と事務所等建築物の実績とあり、この事務所等は国土交通省告示15号別添二類型第4号の用途とp.6に記載されています。別添二類型第4号の用途以外に保存・復元建築物の実績があった場合でも実績として記載してもよろしいでしょうか。</p>	<p>保存・復元建築物と国土交通省告示十五号別添二に掲げる建築物の類型第4号の用途に供する事務所等建築物を意匠上1棟のデザインとした建築物を設計実績とみなします。</p>
<p>プロポーザル説明書p.7（4）およびデザイン監修者 p.10（5）「デザイン監修の名称等（様式8）」において、別資料プロポーザル評価基準中には評価点の加減点項目としてデザイン監修者について記載がありません。この様式8には、こういった主旨があるのでしょうか。</p>	<p>デザイン監修者を選任できることとした主旨は、プロポーザル説明書 p.7（4）に記載の内容のとおりです。</p>
<p>プロポーザル説明書にて管理技術者および各主任技術者の設計担当実績証明においてPUBDISに登録されていない業務は、弊社代表者印付の従事証明書を提出すればよろしいでしょうか。</p>	<p>従事証明書等の、設計に従事したことを証明する書類を提出してください。</p>

<p>プロポーザル説明書p.9(3)【主任技術者の実績等】についてイに意匠担当は当該設計実績を必須として記載されております。必須の条件は過去15年以内の延べ面積10,000㎡以上の事務所等建築物に係る新築、増築、改築の設計実績1件までを指すと判断してよろしいでしょうか。議場の有無は評価点の加算のみの対象と考えてよろしいですか。</p>	<p>意匠担当の必須の条件は、過去15年以内の延べ面積10,000㎡以上の国土交通省告示十五号別添二に掲げる建築物の類型第4号の用途に供する事務所等建築物に係る新築、増築、改築のいずれかの設計実績とし、「主任技術者の実績等(様式5)」には、延べ面積10,000㎡以上の事務所等建築物の設計実績1件を記入してください。</p> <p>議場を含む自治体本庁舎に該当する場合は、評価値の加点の対象となります。</p>
<p>参加意向申出書書式にて業務実績を証明する資料の添付、建築基準法施行規則第15号様式、第2号様式、第4号様式、第42号様式、第42号の二様式等と記載されておりますが建築図面や専門建築雑誌等にて掲載された写しの書類でもよろしいでしょうか。</p>	<p>建築物の延べ面積、事務所等の用途に供する部分の床面積、保存・復元した部分の床面積及び建築物の高さや、その他参加資格要件に合致していることが確認できる資料であれば、建築図面でも問題ありません。ただし、建築基準法施行規則第3号様式(特定行政庁が様式を定めている場合はその様式による。)も併せて提出してください。</p> <p>なお、雑誌等に掲載された資料は不可とします。</p>